

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金 事務処理要領の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行
第1章 基本契約の締結	第1章 基本契約の締結
1. 基本契約の締結（業務方法書第5条、第6条）	1. 基本契約の締結（業務方法書第5条、第6条）
[略]	[略]
2. 契約締結上の留意事項	2. 契約締結上の留意事項
(1) 畜産経営者と単協（あるいは2号会員、1号会員）との間の契約は、畜産経営者毎に個別に締結しなければならない。	(1) 畜産経営者と単協（あるいは2号会員、1号会員）との間の契約は、畜産経営者毎に個別に締結しなければならない。
(2) <u>契約の対象となる畜産経営者は、次の条件を満たしていなければならない。</u>	(2) <u>契約の対象となる畜産経営者は、配合飼料の価格の変動リスクを負いつつ畜産経営を営んでいる者とし、家畜の飼養自体は、委託契約や畜産インテグレーション等により他の者に行わせて経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は対象者としていない。</u>
<u>ア. 配合飼料の価格の変動リスクを負いつつ畜産経営を営んでいる。（家畜の飼養自体は、委託契約や畜産インテグレーション等により他の者に行わせて経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は対象者としていない。）</u>	
<u>イ. 次のいずれかの家畜を飼養し、その常時飼養頭羽数は下記の基準を満たしている。</u>	
<u>採卵鶏</u> <span style="float: right;"><u>100羽以上</u></span>	
<u>肉用鶏・鴨・キジ・ほろほろ鳥</u> <span style="float: right;"><u>500羽以上</u></span>	
<u>肥育豚・猪・猪豚</u> <span style="float: right;"><u>5頭以上</u></span>	
<u>種豚・めん羊・山羊</u> <span style="float: right;"><u>2頭以上</u></span>	
<u>乳用牛・肉用牛・馬</u> <span style="float: right;"><u>1頭以上</u></span>	
<u>うずら</u> <span style="float: right;"><u>1,000羽以上</u></span>	

変 更 後	現 行
<p>これら以外の家畜の飼養者で基金加入を希望する場合は、契約を行う前に「特畜種加入申込書」を提出し、基金の承認を得なければならない。</p> <p>ウ. 1号会員、単協、または2号会員、または指定飼料会社が供給する配合飼料を購入する計画がある。(1号会員から直接配合飼料を購入する場合は、1号会員、単協、または2号会員の出資合計が51%以上の法人に限る。)</p> <p>(3) ~ (5) [略]</p> <p>第2章 [略]</p>	<p>(3) ~ (5) [略]</p> <p>第2章 [略]</p>

変 更 後				現 行			
第3章 契約の変更または解約				第3章 契約の変更または解約			
1. [略]				1. [略]			
2. 数量変更または解約の手続				2. 数量変更または解約の手続			
(1) 変更または解約の申請手続の期限は、下記のとおりとする。(積立金の請求日との関連があるので、変更解約の対象となる四半期の開始前までに行う。)				(1) 変更または解約の申請手続の期限は、下記のとおりとする。(積立金の請求日との関連があるので、変更解約の対象となる四半期の開始前までに行う)			
	<u>数量</u> 変更または解約の対象となる四半期				契約変更または解約の対象となる四半期		
	第 2 四 半 期 (7～9月)以降	第3四半期 (10～12月)以降	第4四半期 (1～3月)以降		第 2 四 半 期 (7～9月)以降	第3四半期 (10～12月)以降	第4四半期 (1～3月)以降
加入生産者～単協	5月10日	8月10日	11月10日	加入生産者～単協	5月10日	8月10日	11月10日
単協～2号会員 (加入生産者～2号 会員)	5月20日	8月20日	11月20日	単協～2号会員 (加入生産者～2号 会員)	5月20日	8月20日	11月20日
2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号 会員)	5月 末日	8月 末日	11月 末日	2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号 会員)	5月 末日	8月 末日	11月 末日
1号会員～基金	6月10日	9月10日	12月10日	1号会員～基金	6月10日	9月10日	12月10日
ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。				ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。			
(2) 加入生産者は数量変更・解約申請書に記名・押印して単協等に <u>提出する。</u>				(2) 加入生産者は数量変更・解約申請書に記名・押印して単協等に提出し、単協等は廃業証明書等を添付して基金に提出する。			

変 更 後	現 行																																																		
<p><u>単協等は災害・廃業等の事実関係を確認したうえ、証明書を添付して基金に提出する。</u></p> <p><u>廃業証明書を発行する場合は、数量変更・解約の対象四半期の開始前に加入生産者が畜産経営を終了し、家畜が全ていなくなることを確認する。</u></p>																																																			
(3)～4. [略]	(3)～4. [略]																																																		
第 4 章 削 除	第 4 章 削 除																																																		
第 5 章 補てん積立金	第 5 章 補てん積立金																																																		
1. ～3. [略]	1. ～3. [略]																																																		
4. 通常補てん積立金の徴収と納入（業務方法書第13条）	4. 通常補てん積立金の徴収と納入（業務方法書第13条）																																																		
(1) 補てん積立金の計算	(1) 補てん積立金の計算																																																		
補てん積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。	補てん積立金の額は、トン当たりの額に四半期ごとの契約数量を乗じた額とする。計算時に発生する円未満の端数は四捨五入とする。																																																		
(2) 徴収および納入の期限は下記のとおりとする。	(2) 徴収および納入の期限は下記のとおりとする。																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">第1四半期</th> <th style="width: 15%;">第2四半期</th> <th style="width: 15%;">第3四半期</th> <th style="width: 15%;">第4四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入生産者～単協</td> <td>3月20日</td> <td>6月20日</td> <td>9月20日</td> <td>12月20日</td> </tr> <tr> <td>単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)</td> <td>3月25日</td> <td>6月25日</td> <td>9月25日</td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td>2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)</td> <td>3月 <u>31日</u></td> <td>6月 <u>30日</u></td> <td>9月 <u>30日</u></td> <td>12月 <u>30日</u></td> </tr> <tr> <td>1号会員～基金</td> <td>3月 <u>31日</u></td> <td>6月 <u>30日</u></td> <td>9月 <u>30日</u></td> <td>12月 <u>30日</u></td> </tr> </tbody> </table>		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	加入生産者～単協	3月20日	6月20日	9月20日	12月20日	単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)	3月25日	6月25日	9月25日	12月25日	2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)	3月 <u>31日</u>	6月 <u>30日</u>	9月 <u>30日</u>	12月 <u>30日</u>	1号会員～基金	3月 <u>31日</u>	6月 <u>30日</u>	9月 <u>30日</u>	12月 <u>30日</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 15%;">第1四半期</th> <th style="width: 15%;">第2四半期</th> <th style="width: 15%;">第3四半期</th> <th style="width: 15%;">第4四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入生産者～単協</td> <td>3月20日</td> <td>6月20日</td> <td>9月20日</td> <td>12月20日</td> </tr> <tr> <td>単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)</td> <td>3月25日</td> <td>6月25日</td> <td>9月25日</td> <td>12月25日</td> </tr> <tr> <td>2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)</td> <td>3月 <u>末日</u></td> <td>6月 <u>末日</u></td> <td>9月 <u>末日</u></td> <td>12月 <u>末日</u></td> </tr> <tr> <td>1号会員～基金</td> <td>3月 <u>末日</u></td> <td>6月 <u>末日</u></td> <td>9月 <u>末日</u></td> <td>12月 <u>末日</u></td> </tr> </tbody> </table>		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	加入生産者～単協	3月20日	6月20日	9月20日	12月20日	単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)	3月25日	6月25日	9月25日	12月25日	2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)	3月 <u>末日</u>	6月 <u>末日</u>	9月 <u>末日</u>	12月 <u>末日</u>	1号会員～基金	3月 <u>末日</u>	6月 <u>末日</u>	9月 <u>末日</u>	12月 <u>末日</u>
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期																																															
加入生産者～単協	3月20日	6月20日	9月20日	12月20日																																															
単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)	3月25日	6月25日	9月25日	12月25日																																															
2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)	3月 <u>31日</u>	6月 <u>30日</u>	9月 <u>30日</u>	12月 <u>30日</u>																																															
1号会員～基金	3月 <u>31日</u>	6月 <u>30日</u>	9月 <u>30日</u>	12月 <u>30日</u>																																															
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期																																															
加入生産者～単協	3月20日	6月20日	9月20日	12月20日																																															
単協～2号会員 (加入生産者～2号会員)	3月25日	6月25日	9月25日	12月25日																																															
2号会員～1号会員 (単協～1号会員) (加入生産者～1号会員)	3月 <u>末日</u>	6月 <u>末日</u>	9月 <u>末日</u>	12月 <u>末日</u>																																															
1号会員～基金	3月 <u>末日</u>	6月 <u>末日</u>	9月 <u>末日</u>	12月 <u>末日</u>																																															
ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に	ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に																																																		

変 更 後	現 行
<p>繰り上げる。</p> <p>イ. 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に掛かる契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補てん積立金と同時に徴収し、(2)の第2四半期と同じ期限までに納入する。</p> <p>ウ. 基金が認めたときは、第1四半期分の納入に限り4月30日を納入の期限とする。</p> <p>(3) 異常補てん積立金</p> <p>1号会員は、<u>6月30日、9月30日、12月30日及び3月31日まで</u>に当該四半期分を基金に納入する。<u>期限</u>が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。</p>	<p>繰り上げる。</p> <p>イ. 別途納付金は、新たな加入生産者から、その年度に掛かる契約数量を乗じて得られる金額を一括して通常補てん積立金と同時に徴収し、(2)の第2四半期と同じ期限までに納入する。</p> <p>ウ. 基金が認めたときは、第1四半期分の納入に限り4月30日を納入の期限とする。</p> <p>(3) 異常補てん積立金</p> <p>1号会員は<u>各四半期末までに</u>当該四半期分を基金に納入する。<u>月末</u>が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 補てん金の交付</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 補てん金の交付</p> <p>(1) <u>1号会員は、安定基金システムにより集計した補てん金額を対象四半期最終月の翌々月8日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）までに基金に請求する。</u></p> <p>(2) <u>基金は請求に基づき、1号会員に対して対象四半期最終月の翌々月15日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）までに補てん金を交付する。</u></p> <p><u>(3)～(5) [項目番号繰り下げ]</u></p> <p>3. [略]</p> <p>4. 出荷実績報告における過小報告、過大報告の処理</p> <p>(1) 過小報告に気づいたとき、単協等は交付金受領後30日以内に、2号会員等を通じて<u>基金に追加請求を行う。</u></p> <p>(2) 過大報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員等を通じて速やかに<u>基金に補てん交付金</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 補てん金の交付</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 補てん金の交付</p> <p>(1) <u>基金は、算出された補てん金を1号会員を通じて交付するものとし、各会員は各々の契約者に対して補てん金を速やかに交付するものとする。</u></p> <p><u>基金から1号会員への交付日は対象四半期最終月の翌々月15日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）または基金が指定する交付日のいずれか早い日とする。</u></p> <p><u>(2)～(4)</u></p> <p>3. [略]</p> <p>4. 出荷実績報告における過小報告、過大報告の処理</p> <p>(1) 過小報告に気づいたとき、単協等は交付金受領後30日以内に、2号会員等を通じて<u>1号会員に出荷実績数量の追加修正を行う。</u></p> <p>(2) 過大報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員等を通じて速やかに<u>出荷実績数量の減数</u></p>

変 更 後

を返還する。

第 7 章 基金間移動

1. 移動の申請 (業務方法書第 9 条の 2)

契約移動を申請する加入生産者は、別紙様式 1 の基金間移動申請書を、次の期限までに必着するよう提出する。

移 動 時 期	提出期限 (1 号会員～基金)
第 1 四半期	3 月 1 5 日
第 3 四半期	8 月 1 5 日

ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

イ. 添付書類：ア. 前年度 (第 3 四半期からの移動の場合は当年度) の数量契約書の写し

イ. 第 1 四半期からの転入の場合は、当年度の基本契約書兼数量契約書の写し

(1) ～ (3) [略]

2. 契約の締結

(1) 第 1 四半期 (年度当初からの転入) の場合

ア. 基本契約書兼数量契約書を締結する。(様式別紙)

イ. 契約締結年月日は、加入生産⇔農協⇔県連⇔(全農)間の基金契約締結年月日を 3 月 1 5 日付け、県連⇔全農⇔基金間の締結年月日は 3 月 3 1 日付けとする。

(2) 第 3 四半期 (下期からの転入) の場合

現 行

修正を行い、修正数量に応じた補てん交付金を返還する。

第 7 章 基金間移動

1. 移動の申請 (業務方法書第 9 条の 2)

契約移動を申請する加入生産者は、別紙様式 1 の基金間移動申請書を、次の期限までに必着するよう提出する。

移 動 時 期	提出期限 (1 号会員～基金)
第 1 四半期	3 月 1 5 日
第 3 四半期	8 月 1 5 日

ア. 期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

イ. 添付書類：ア. 前年度又は当年度の数量契約書の写し又は契約を証明出来る書類

イ. 転入先との基本契約書兼数量契約書

(1) ～ (3) [略]

2. 契約の締結

(1) 第 1 四半期 (年度当初からの転入) の場合

ア. 基本契約書兼数量契約書を締結する。(様式別紙)

イ. 契約締結年月日は、加入生産⇔農協⇔県連⇔(全農)間の基金契約締結年月日を 3 月 1 5 日付け、県連⇔全農⇔基金間の締結年月日は 3 月 3 1 日付けとする。

(2) 第 3 四半期 (下期からの転入) の場合

変 更 後	現 行
<p>ア. 加入生産者と単協等は、8月15日付けで基本契約書兼数量契約書を締結する。<u>(上期に当基金と数量契約を締結している場合は、転入数量分の数量契約書を追加で締結する。)</u></p> <p>イ. 単協～基金の間の契約は、基金から1号会員に対する移動承認通知をもって代替する。</p> <p>3. 別途納付金について</p> <p>基金間移動により新規に当基金に加入する転入者は、移動前に加入していた基金との年間契約数量<u>(前年度の第3四半期にも基金間移動を行っている場合は、第1及び第2四半期の転出元との契約数量を加算)</u>より当基金に加入する年間契約数量が増加した場合に、増加分が別途納付金の対象となる。</p> <p>増加がない場合および下期からの転入は、別途納付金は発生しない。</p> <p>第8章～第9章 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. 第1章2項(2)イ.について、平成20年度の基金契約に遡及して適用する。</p> <p><u>2. その他の変更は、平成29年10月24日から実施する。</u></p>	<p>ア. 加入生産者と単協等は、8月15日付けで基本契約書兼数量契約書を締結する。</p> <p>イ. 単協～基金の間の契約は、基金から1号会員に対する移動承認通知をもって代替する。</p> <p>3. 別途納付金について</p> <p>基金間移動により新規に当基金に加入する転入者は、移動前に加入していた基金との年間契約数量より当基金に加入する年間契約数量が増加した場合に、増加分が別途納付金の対象となる。</p> <p>増加がない場合および下期からの転入は、別途納付金は発生しない。</p> <p>第8章～第9章 [略]</p>

変更後

現行

<契約書式集>

<契約書式集>

1.～7. [略]

1.～7. [略]

8. 特畜種加入申請書

(新設定)

平成 年 月 日

一般社団法人 全国配合飼料供給安定基金  
理事長 殿

住 所  
氏 名 ⑩

特畜種加入申請書

平成 年度（当初契約・下期）から配合飼料価格差補てん事業へ加入いたしたく、以下のとおり申請いたします。

- 1. 対象家畜：
- 2. 飼養頭羽数：
- 3. 経営開始年次：
- 4. 配合飼料年間使用量（予定）：
- 5. 畜産経営証明資料： 畜産物販売伝票写し別添

以 上

農協記入欄

県	農協コード	農協名	支所コード	支所名